

## 市民版マジ割クーポン券 Q&A ～よくある質問～

唐津市コロナ緊急宣言の発表により、8月19日でクーポン券の販売を終了しました。

また、旧唐津市が、まん延防止等重点措置の対象地域に指定されたことに伴い、クーポン券の利用期間を10月31日まで延長します。

なお、8月27日から9月12日までの期間、クーポン券の利用を控えていただくなど、慎重な行動についての協力をお願いします。

### 一般販売（販売終了）

**Q:クーポン券の利用期間はいつですか？**

A:令和3年6月25日(金)から9月26日(日)10月31日(日)までです。

ただし、宿泊施設は、6月25日(金)チェックイン分から9月26日(日)10月31日(日)チェックアウト分までが対象となります。

新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じて、利用期間を変更する場合があります。

**Q:クーポン券は、いつ、どこで販売されますか？**

A:令和3年6月25日(金)から一般販売を開始します。【8月19日で販売終了】

唐津駅総合観光案内所横（唐津駅構内）で10時から18時まで販売します。

なお、期間内であっても、上限(3,000セット)に達し次第、販売を終了します。

※6月22日(火)～6月24日(木)は、エリア先行販売を実施

**Q:販売セット数は、いくつですか？**

A:販売セット数は、3,000セットです。ただし、1日の販売上限は300セットです。

販売状況によっては、販売上限を変更する場合があります。

**Q:クーポン券は、宿泊しないと利用できませんか？**

A:対象の宿泊施設に宿泊することが条件です。

宿泊施設でチェックインする際に、クーポン券に証明スタンプを押印されます。

また、宿泊施設で500円分から3,000円分のクーポン券を利用する必要があります。

**Q:クーポン券を利用できるお店はどこですか？**

A:唐津市内の宿泊施設、飲食店、土産処、交通事業者、体験プログラム取り扱い事業者のうち、クーポン券の取扱登録をしている店舗などです。

取扱店舗一覧は、唐津市HP、観光協会HPで確認することができます。

**Q:クーポン券は、宿泊した日と別の日(後日)に使用できますか？**

A:宿泊施設で利用したクーポン券以外については、利用期間内であれば、いつでも利用することができます。

**Q:「市民版マジ割クーポン券」は、どのように利用できますか？**

A:今回の事業は、宿泊することを前提とした事業であるため、必ず対象の宿泊施設に宿泊し、最低 500 円分から最大 3,000 分のクーポン券を利用することが条件となります。宿泊施設で利用しなかったクーポン券(2,000 円～4,500円)は、宿泊した施設以外の対象店舗で利用ができます。 ※利用前に宿泊証明スタンプの押印が必要です。

**Q:宿泊代金で3,000円分のクーポン券を利用した場合、同施設内の飲食店、土産処で利用できますか？**

A:できません。宿泊施設内の飲食店、土産処も含めて3,000円が上限となります。同施設内での宿泊代金2,000円、飲食店1,000円など、組み合わせての利用は可能です。

**Q:クーポン券の利用に対してお釣りは出ますか？**

A:お釣りは出ません。クーポン券の額面以上の支払いに利用してください。

**Q:宿泊施設で、宿泊者の住所・氏名の確認はありますか？**

A:この事業に限らず、宿泊施設では、宿泊者の住所・氏名を宿泊者名簿へ記入する義務があります。

**Q:宿泊代金を事前に決済している場合、クーポン券は使えますか？**

A:使えます。宿泊施設でのチェックインまたはチェックアウト時に、クーポン券利用相当額を宿泊施設が返金されます。返金方法については、宿泊予定施設にご確認ください。

**Q:宿泊予約をキャンセルしましたが、自分で買ったクーポン券を他人に譲渡、もしくは返金できますか？**

A:クーポン券の譲渡、売買、交換、返金はできません。

**Q:国・県の宿泊キャンペーンとの併用はできますか？**

A:可能です。ただし、宿泊施設によっては、国・県の宿泊キャンペーンに参画されていない場合や、予約方法等の理由で、併用できない場合があります。

**Q:市が実施する災害時等のホテル避難支援事業との併用はできますか？**

A:併用はできません。

**Q:県のおいし～と食事券との併用はできますか？**

A:可能です。ただし、併用は、おいし～と食事券が利用可能な店舗に限られます。

**Q:連泊時にクーポン券を利用することはできますか？**

A:可能です。ただし、宿泊施設で利用できるクーポン券は、3,000 円分までとなります。

**Q:9月25日から9月26日の連泊(最終日の9月26日をまたぐ)の場合、クーポン券の利用はどのようになりますか？**

A:9月25日宿泊分については、クーポン券を利用できますが、26日宿泊分(27日チェックアウト)については、利用できません。

**Q:宿泊当日に、やむなく宿泊をキャンセルすることとなり、キャンセル料が発生した場合クーポン券を利用することはできますか？**

A:宿泊代金を現地払いとされている場合に限り、可能です。ただし、キャンセル料に利用できるクーポン券の上限も3,000円分までとなります。

キャンセル料としてクーポン券を利用された場合、宿泊施設で利用されなかった残りのクーポン券に「宿泊証明スタンプ」を押してもらうことで、宿泊施設以外の取扱店舗での利用が可能となります。利用期間内で、クーポン券をご利用ください。

※キャンセル料が発生した場合であっても、宿泊予約サイトで事前決済を行った宿泊予約については、クーポン券をキャンセル料の支払いとして利用できません。

**Q:家族で宿泊する場合、子どもや幼児が取得したクーポン券の利用は、どのようになりますか？**

A:子どもや幼児の宿泊代金については、大人が1予約として宿泊代金をまとめて支払われることから、3,000円分×利用人数で算出した額を利用上限額とします。

ただし、県との併用を行う場合は、県の割引後の支払額から発行されたクーポン券の額面を差し引いた残額の範囲内とします。

※国の給付金(GOTOトラベル)、県の給付金(支え愛宿泊キャンペーン)、市の支援事業費(市民版マジ割)の合計額が元の宿泊代金を超えることはできません。

例1)大人2人(1人1泊20,000円)、子ども2人(1人1泊10,000円)の合計4人の場合

宿泊代金60,000円—県割引額20,000円=割引後の宿泊代金40,000円…①

40,000円(①)—県の地域共通クーポン券8,000円=併用可能額32,000円…②

割引後の宿泊代金40,000円(①)—マジ割クーポン券12,000円(≦32,000円(②))

=宿泊施設への支払額28,000円 <併用による割引率約53%>

例2)大人2人(1人1泊10,000円)、子ども1人(1人1泊5,000円)の合計3人の場合

宿泊代金25,000円—県割引額12,500円=割引後の宿泊代金12,500円…①

12,500円(①)—県の地域共通クーポン券6,000円=併用可能額6,500円…②

割引後の宿泊代金12,500円(①)—マジ割クーポン券6,500円(≦6,500円(②))

=宿泊施設への支払額6,000円 <併用による割引率約76%>